

別表第 1 （第 2 条関係）

事業種目	工種又は区分	事業主体	補助事業者
特用林産物生産施設等整備	特用林産物生産施設	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体で、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしているもの	市町村等 （原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）

別表第2（第2条、第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第3条関係）

事業種目	補助対象経費	工種又は区分	呼称単位		補助率	個別指標
			A	B		
特用林産物生産施設等整備	特用林産振興施設等整備に要する経費とし、対象となる施設は、「工種又は区分」に掲げるものとする。	特用林産物生産施設			2分の1以内	個別指標① 対象品目の生産量（増加率） 対象品目の造成面積（増加率） 対象品目の生産性（向上率） 対象品目の生産コスト（縮減率） 個別指標② 燃油使用量の低減（縮減率） エネルギー効率の向上（向上率）
		特用林産物生産施設装置				
		加温機		台		
		乾燥機		台		
		乾燥施設		式		
		ボイラー		式		
		断熱用設備		式		
		殺菌装置		式		
		照明装置		式		
		空調設備		式		
		選別機		台		
		浸水槽		基		
		人工ほだ場	箇所棟	㎡		
		フレーム		㎡		
		冷蔵施設		式		
		給水施設		式		
		懸垂式栽培装置		式		
		植菌機		台		
		チップパー		台		
		かくはん機		台		
		菌床製造装置		式		
		充てん機		台		
		接種機		台		
		菌掻機		台		
		包装機		台		
		製品保管倉庫	棟棟棟棟棟	㎡		
		作業用建物		㎡		
		培養用建物		㎡		
		発生用建物		㎡		
		資材保管倉庫		㎡		
		焼却炉		基		
		切断機		台		
		結束機		式		
		爆砕装置		式		
		その他		—		
		特用林産物生産用機械				
		林内作業車		台		
		フォークリフト		台		
		ホイールローダー		台		
		モノレール	基	m		
		生鮮物運搬車		台		
		機械保管倉庫	棟	㎡		
		その他		—		

- (注) 1 表中工種又は区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。
2 個別指標①について、取り組みに応じて選択し設定すること。
3 省エネルギー化に資する施設の入替えにおいては、個別指標①のほか個別指標②についても設定すること。